

組合規程が一部変更になりました

●加入及び脱退に附する規程

(遅延理由書の提出)

第4条 組合員は、規約第9条及び10条に定める期間内に脱退及び資格喪失の手続きを行えないときは、別に定める**資格喪失届による遅延理由書**を提出するものとする。

2 (省略)

(添付不能届の提出)

第5条 組合員は、脱退及び資格喪失の際に、紛失等の理由により被保険者証を返納できないときは、別に定める**被保険者証・高齢受給者証・組合員証添付不能・減失届又は被保険者証・高齢受給者証添付不能・減失届**を提出するものとする。

2 (省略)

●給付規程

(葬祭費の支給申請)

第10条 被保険者が死亡したとき、組合規約第14条による葬祭費の支給を受けようとする者は、組合が別に定める葬祭費支給申請書に**葬祭を行う者であることを証する書類**及び死亡診断書を添えてこれを申請しなければならない。

附 則

この規程の一部改正は、平成30年7月10日より施行する。

要綱の新設について

下記、要綱が新設されましたので、お知らせいたします。

保険給付の制限に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(以下「法」という。)第60条及び第61条の規定に基づき、保険給付の制限の適用基準を定め、厳正かつ公平なる運用を実施することにより善良なる被保険者の保護を図るとともに関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)の健全なる運営に資することを目的とする。